

# ●震災で両親を亡くしたお子さんへ

## 両親が死亡・行方不明のお子さんについて

震災で両親を亡くしたお子さんが、家庭的な環境で育つことができるよう、さまざまな経済的支援制度を用意しています。以下は、ご親族の方が育てる場合の支援制度です。その他のケースも含め、詳細は各申請窓口にお問い合わせください。

## 両親ともいなくなった子どもを、親族が育てる場合の経済的支援一覧

		支給対象	申請窓口	支援額
年金	遺族基礎年金	国民年金や厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに支給（18歳になる年の年度末まで）	年金事務所	月額 65,741円
	遺族厚生年金	厚生年金の加入者などが死亡した場合、子どもに支給（18歳になる年の年度末まで）		加入期間や給料に応じて
		※亡くなった加入者が、一定期間保険料を納付している必要がある		
労災（遺族補償年金など）		仕事中や通勤中に地震や津波が原因で従業員が死亡した場合、子どもに支給（18歳になる年の年度末まで） ※正社員だけでなく、契約社員やパートの人なども対象	都道府県労働局 または 労働基準監督署	在職時の給料に応じて
児童扶養手当		両親が死亡・行方不明の場合、その子どもを育てる人に支給（子どもが18歳になる年の年度末まで） ※ただし、子どもや養育者が労災や年金を受給する場合、子どもが里親に委託される場合は不支給	市町村	月額41,550円 (所得制限あり)